

広島県教育委員会規則第四号

県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十三日

広島県教育委員会

委員長 佐藤 卓 巳

県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予に関する規則の一部を改正する

規則

県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予に関する規則（昭和五十一年広島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「者」を「者（通信制の課程における就学に係る当該認定を申請した者を除く。）」に改め、同項第三号中「又は受講料」を削る。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十七年四月一日から施行する。